

# 神戸駅前広場再整備設計業務 実施要領（公募型プロポーザル）

## 1 案件名称

神戸駅前広場再整備設計業務

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 業務目的と概要

神戸市では、まちの質・暮らしの質を一層高めることで、都市ブランドの向上と人口誘引につなげるプロジェクトとして、令和元年度から「リノベーション・神戸～人にやさしく明るい神戸へ～」をスタートした。神戸駅周辺は、新神戸・三宮・ウォーターフロントとともに神戸の都心の一角を成すエリアで、商業・業務機能の集積のほか、居住エリアも広がっており、バス・鉄道（JR・私鉄・地下鉄）の交通結節点としても重要な機能を有する。

神戸市では、令和3年10月に「神戸駅前広場再整備基本計画（以下「基本計画」）」を策定し、駅前広場における基本的な機能配置や、駅前空間の再整備の方向性を示した。

本業務は、この基本計画に基づき、神戸駅前広場が神戸の名を冠するにふさわしい風格ある駅前空間となることを目指して予備設計・基本設計を行うことを目的とする。

本業務を行うにあたっては、公募型プロポーザル方式により、企画提案の内容に加えて、実施方針や実施体制、技術的提案等を評価し、最も適した委託候補者を選定することとし、本要領は事業者選定の実施手順や提案の提出方法、選定基準等について定めることを目的とする。

### (2) 業務内容

「神戸駅前広場再整備設計業務」特記仕様書による

### (3) 業務規模（契約上限額）

90,000千円（消費税含む）

### (4) 契約期間

契約締結日の翌日～令和5年3月31日

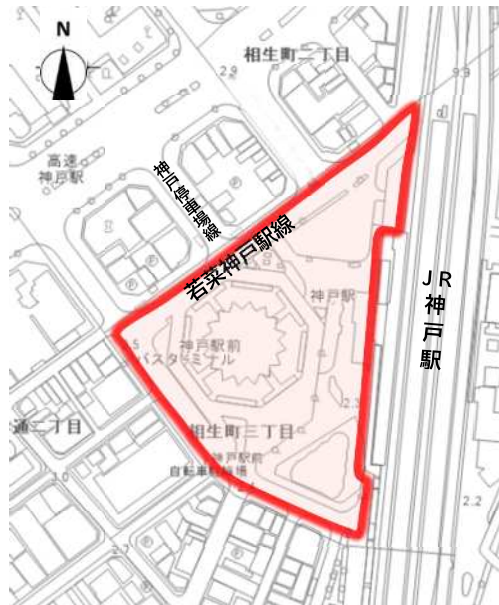
### (5) 履行場所

神戸市中央区東川崎町1丁目、相生町3丁目

#### 【位置図】



【提案範囲拡大図（北側広場）】



【提案範囲拡大図（南側広場）】



(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

(1) 企業要件

次に掲げる条件のすべてに該当すること。複数の事業者でグループを構成して応募する場合は、グループを構成する全ての事業者が、次に掲げる応募資格のア～オを満たし、またグループのいずれかに属する者が条件力を満たしていること

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと

ウ 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと

エ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

オ 国税及び地方税を滞納していない者であること

カ 過去5年以内にロータリー再編を伴う駅前広場の設計業務実績を有すること

(2) 技術者要件

次に掲げる技術者を配置すること。

(1)管理技術者

ア 以下のいずれかの資格を有すること

技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）、

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）、

RCCM（都市計画及び地方計画部門）

イ 過去 10 年以内（2012 年 1 月以降に完了したもの）に同種業務の実績を有すること。

ウ 同種業務とは「ロータリー再編を伴う駅前広場の設計業務」とする。

(2)照査技術者

以下のいずれかの資格を有すること。

技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）、

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）、

RCCM（都市計画及び地方計画部門）

(3)都市デザイン技術者

駅前広場全体の都市デザインに係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

ア 以下のいずれかの資格を有すること

技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）、

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）、

RCCM（都市計画及び地方計画部門）

一級建築士

イ 過去 10 年以内（2012 年 1 月以降に完了したもの）に同種業務もしくは類似業務の実績を有すること。

ウ 同種業務とは「ロータリー再編を伴う駅前広場の設計業務」とする。

類似業務とは「駅前広場の設計業務」とする。

(4)ランドスケープデザイン技術者

広場、街路など屋外空間のデザインに係る業務を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること。

技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）、

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）

RCCM（都市計画及び地方計画部門）

登録ランドスケープアーキテクト

(5)建築設計技術者

建築物の設計に係る業務を行う者とし、一級建築士の資格を有すること。

(6)土木設計技術者

ロータリー改修計画及び駅前広場全体の土木構造物設計に係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

ア 以下のいずれかの資格を有すること

技術士（総合技術監理部門 選択科目：道路）、

技術士（建設部門 選択科目：道路）

RCCM（道路）

イ 過去 10 年以内（2012 年 1 月以降に完了したもの）に同種業務もしくは類似

業務の実績を有すること。

- ウ 同種業務とは「ロータリー再編を伴う駅前広場の設計業務」とする。  
類似業務とは「ロータリー改修設計業務」とする。

#### (7)その他技術者

上記技術者のほか、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書第11条の定めを満たす限りにおいて、本業務の遂行及び企画提案内容の履行に必要な技術者を配置することができるものとする。

#### (8)その他留意事項

- ・管理技術者は、都市デザイン技術者、土木設計技術者、ランドスケープ技術者又は建築技術者のいずれかを兼ねることができるものとする。
- ・都市デザイン技術者は、管理技術者を兼務しない場合に限りランドスケープ技術者を兼ねることができるものとする（資格要件を満たす場合に限り）。
- ・前2つの場合を除き、照査技術者、都市デザイン技術者、土木設計技術者、ランドスケープ技術者及び建築技術者は、他の技術者を兼ねることができない。
- ・管理技術者、都市デザイン技術者及び土木設計技術者の業務実績については、発注主体の官民及び元請け、下請けの別を問わないものとし、また、過去に所属していた企業における実績（管理技術者にあつては、管理技術者又は主任技術者としての実績に限る。）を含むものとする。
- ・配置予定技術者は、本業務が完了するまで責任を持って関わる意思と能力を持つ者であること。  
また、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に従事させること。
- ・配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病気休暇等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、市の承認を得て配置するものとする。
- ・配置技術者は他のグループの提案者の技術者になることはできない。

## 5 スケジュール

(1) 公募開始	令和3年10月5日(火)
(2) 質問受付期限	令和3年10月18日(月)17時必着
(3) 質問に対する回答	令和3年10月25日(月)(予定)
(4) 参加表明書の提出期限	令和3年11月5日(金)17時必着
(5) 企画提案書の提出期限	令和3年12月3日(金)17時必着
(6) プレゼンテーションの実施	令和3年12月27日(月)(予定)
(7) 選定結果通知	令和4年1月上旬(予定)
(8) 契約締結・事業開始	令和4年1月上旬(予定)
(9) 事業完了	令和5年3月31日(金)

## 6 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領の交付
  - ア 交付期間 令和3年10月5日(火)から令和3年11月5日(金)17時まで
  - イ 交付方法 神戸市ホームページからダウンロード  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a36648/shise/kekaku/kensetsukyoku/ekimae\\_miryoku/jigyousha\\_boshu.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a36648/shise/kekaku/kensetsukyoku/ekimae_miryoku/jigyousha_boshu.html)
- (2) 質問の受付
  - ア 受付期間 令和3年10月5日(火)から令和3年10月18日(月)17時まで
  - イ 提出方法 別紙「【様式2】質問票」に記載し、神戸市建設局駅前魅力創造課まで電子メールにより提出。
  - ウ 質問への回答 質問者全者に対して、令和3年10月25日(予定)までに電子メ

ールにより回答する。また、質問及び回答は神戸市ホームページにも掲載する。

参加表明者にのみ配布される資料に関する質問は、参加表明者にのみ回答する。(質問回答後に参加を表明したものには、配布資料と併せて回答を送付。)

(3) 参加表明手続き

- ア 提出書類 別紙「【様式 1-1 又は 1-2】 参加表明書  
イ 受付期間 令和 3 年 10 月 5 日(火)から令和 3 年 11 月 5 日(金)17 時まで  
ウ 提出方法 神戸市建設局駅前魅力創造課まで電子メールにより提出  
(PDF 形式)

(4) 企画提案書の提出

ア 企画提案書として以下の書類を提出すること

- ①提案書表紙【様式 3】
- ②業務の実績【様式 4】
- ③技術者の経歴等【様式 5】
- ④業務の実施体制【様式任意】
  - ・ A4 サイズ片面 1 枚。文字は 10 ポイント以上。縦横は任意
- ⑤業務の実施方針及び実施工程【様式任意】
  - ・ A4 サイズ片面 1 枚。文字は 10 ポイント以上。縦横は任意
- ⑥企画提案内容【様式任意】
  - ・ サイズは A4 又は A3 もしくはその混合で、いずれも片面印刷
  - ・ A4 サイズ換算 (A3 は A4 サイズ 2 枚分と換算) で 6 枚以内
  - ・ 縦横は任意
  - ・ 文字サイズは 10 ポイント以上
  - ・ 再整備の全体像を示すパースを最低 1 点作成すること。なお、選定された事業者のパースは、公表することを想定している。
  - ・ 以下の 6 点については必ず提案すること
    - (1) 高質で風格のある景観整備を実現するためのデザインコンセプト
    - (2) 広場内のゾーニング、広場内及び周辺地区への動線計画案
    - (3) サンポルタ広場上部構造改修の方針
    - (4) 駅前広場が周辺地区への回遊拠点となるための整備方針
    - (5) 整備コストや美観も含めた耐久性向上による管理コスト抑制の工夫
    - (6) 神戸駅前広場の使い方を考える会 (仮称) での広場のマネジメントを担う組織・体制づくりのための当事者意識の醸成やプレイヤーの発掘を行うための工夫。
- ⑦本業務にかかる見積書及びその内訳【様式任意】
- ⑧会社概要【様式任意、パンフレット等でも可】

- イ 提出部数 正本 1 部 副本 (アの書類のうち①~⑦) 1 部  
電子データ 1 部(CD-R、PDF 形式) : 正本及び副本  
※副本については提案者の社名及び社章等の社名を連想させる図画並びに技術者の氏名をすべて伏せること  
※電子データはウイルスチェックを行った上で提出すること。  
また、表面に以下の情報を明記すること。  
(作成年月日、ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義日)
- ウ 受付期間 令和 3 年 11 月 5 日(金)から令和 3 年 12 月 3 日(金)17 時まで  
エ 提出方法 郵送または事前連絡の上での持参による。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く9時～12時、13～17時

オ 提出場所

神戸市建設局駅前魅力創造課

## 7 提案にあたっての条件

### (1) 整備方針

- ・コンセプト  
「駅前広場がつなぐ、人とまち。～神戸“湊”劇場～」
- ・神戸駅前広場の目指すべき方向性  
「高質で風格のある景観整備」  
「スムーズかつ安全・安心な交通機能整備」  
「周辺地区への回遊拠点としての整備」  
「“人”中心の広場の管理運営」

(参考) 神戸駅前広場再整備基本計画

[https://www.city.kobe.lg.jp/a36648/shise/kekaku/kensetsukyoku/ekimae\\_miryoku/kobeekimae\\_kihonkeikaku.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a36648/shise/kekaku/kensetsukyoku/ekimae_miryoku/kobeekimae_kihonkeikaku.html)

(参考2) 神戸駅前広場再整備基本計画（素案）に関する意見募集（R3.7～8）

[https://www.city.kobe.lg.jp/a36648/shise/kekaku/kensetsukyoku/ekimae\\_miryoku/kobeekimae\\_kihonkeikakusoan.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a36648/shise/kekaku/kensetsukyoku/ekimae_miryoku/kobeekimae_kihonkeikakusoan.html)

(参考3) 神戸駅前再整備に関するアンケート結果（R2.10～11）

[https://www.city.kobe.lg.jp/a36648/shise/kekaku/kensetsukyoku/ekimae\\_miryoku/kobe-result.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a36648/shise/kekaku/kensetsukyoku/ekimae_miryoku/kobe-result.html)

### (2) 整備対象物件

a) 整備対象物件は下記を想定している。

南側広場：一般車停車スペース、地上平面駐輪場、舗装、照明、植栽、案内サイン、その他ストリートファニチャー等

北側広場：バス・タクシーロータリー、地下駐輪場、舗装、照明、植栽、案内サイン、その他ストリートファニチャー等

- ・南側広場については、地下街を含めた大規模な改築は想定しておらず、全面的な舗装更新を前提とはしていないが、部分的な更新や改修を不可とするものではない。また、JR西日本が所管する範囲の舗装更新については、提案は可能であるが、協議の結果整備できない場合があることに留意すること。
- ・設置する構造物は、道路法第2条第2項に定める道路附属物に該当する構造物に限る。

b) ロータリー

- ・再整備の検討にあたっては、過年度業務の成果を基本に下表の必要台数を確保した上で駅前広場全体の計画と整合するよう調整すること。
- ・過年度成果から大きく形状を変更する提案は法規上の都合、又は工程、コスト、機能などの面において明らかな優位性が認められない限り採用しない。
- ・バス乗降場にはベンチ及びその上屋を設けるものとする。

場所		南側広場	北側広場
バス	乗車	3 バース	5 バース
	降車	(乗降車バース)	3 バース
	待機	2 バース	7 バース
タクシー	乗車	1 バース	1 バース
	降車	1 バース	1 バース

	待機	4 台程度	20 台程度
一般車		5 台程度	3 台程度

c) 駐輪場

- ・駐輪場の計画については以下の構造、規模を目安と考えているが、駐輪場の利用実態調査を踏まえ、業務実施時に指示する。なお、費用対効果や運用面、景観面にも考慮して検討することとし、市の方針により大幅な変更が必要となった場合には、協議のうえ設計変更の対象とするものとする。
- ・南側広場の駐輪場の増設は、P2 に示す提案範囲外での整備を想定しており、提案書作成の段階での検討は求めない。
- ・なお、地下駐輪場と地下街との接続は、工程、コスト、機能、安全性の面において明らかな優位性が認められない限り行わない。

場所	南側広場		北側広場	
	ピエラロ	中央口	ピエラロ	中央口
既設駐輪場	—	地上平屋建物型 (残置)	地上平屋建物型 (撤去)	—
整備方針	地上平面型	—	地下タワー型 +地上平面型	地下自走型
整備 台数	原付・二輪	—	—	約 100 台
	自転車	検討中	—	約 800 台 (約 50 台)

※ ( ) 内の台数は、地上平面型での整備台数を示す。

d) サンプルタ広場上部構造（屋根）

- ・サンプルタ広場上部構造（屋根）について、既存の屋根構造物を撤去し、新たに上部構造物を整備及びこれに必要な改修を行う。
- ・上部構造物は地下街の空調効率に配慮するとともに、地下街への風雨の進入を防ぐことができる形状とすること。また、防災上の安全性（浸水対策含む）、日常のメンテナンス性にも配慮すること。
- ・上部構造物は、既存屋根を支える下部構造の流用や既存構造から独立した柱を新設するなど地下街本体への構造的影響を可能な限り抑えた構造とすること。ただし、構造物の詳細については、神戸地下街株式会社や本市関係部局等との協議により決定する。
- ・また、「必要な改修部分」には、階段・昇降設備（エレベーター、エスカレーター）の設置及びこれらに伴う既存部の改修等を含む。

e) 地上設備機器移設

- ・上記内容を踏まえ、デュオ神戸の地上設備機器移設を行う。設備機器の能力等の都合により移設ではなく更新が必要な場合は更新を含む。
- ・地下街設備の地上機器の移設場所については、過年度業務及び地下街管理者との協議により概ねの位置を定めており、現在の想定位置から大きく位置を変更する提案は法規上の都合又は工程、コスト、機能などの面において明らかな優位性が認められない限り採用しない。
- ・移設にあたっては、設備機器のメンテナンス性、防災上の安全性（浸水対策含む）、耐久性に配慮すること。
- ・当該設計に従事するものは、「建築設備士又は設備一級建築士」の資格を有するものとする。なお、再委託を行う場合には、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書第 30 条に基づき本市の承諾をえること。

(3) 既存物件の取り扱い

業務対象エリアに存在する主な既存物件について、その取扱いを以下に示す。

北側駅前広場

番号	物件名	取扱い
1	地上駐輪場	撤去
2	地下街サンポルタ広場 屋根	撤去
3	地下街出入口	撤去・移設不可 外装の改修に関する提案は可能だが、実現を保証するものではない。
4	バスシェルター	撤去
5	タクシーシェルター	撤去
6	彫刻	移設可（調整中）
7	戦災復興の碑	広場内移設
8	照明灯	撤去・移設可
9	ベンチ	撤去・移設可
10	案内サイン	広場内移設
11	地上駐輪場管理事務所	広場内移設

南側駅前広場

番号	物件名	取扱い
1	地上平屋型駐輪場	撤去・移設不可
2	地下街出入口	撤去・移設不可 外装の改修に関する提案は可能だが、実現を保証するものではない。
3	デュオドーム	撤去・移設不可
4	採光ドーム	撤去・移設不可
5	バスシェルター	撤去・移設不可
6	照明灯	撤去・移設可
7	案内サイン	広場内移設

(4) その他提案にあたって考慮すべき要素

- ア 対象エリア内の樹木の伐採や移植の提案は可とするが、樹木の樹齢や生育状況、駅前広場でのシンボル性を考慮し、魅力的な空間を実現するために必要な最小限度に留めることが望ましい。
- イ 提案にあたっては主に夏季の異常高温対策として、快適な空間の創出のための対策や設計上の工夫が講じられることが望ましい。
- ウ 本業務の対象エリアはその多くが道路法上の道路区域であることから、当該部には道路法の規定が適用されるほか、全区域が都市計画道路として整備されており、建築物の提案にあたっては都市計画法第 53 条及び建築基準法第 44 条の規定による許可等を要する点に留意すること。



## 8 選定に関する事項

### (1) 選定基準

選定にあたっては、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な評価を行うものとする。

評価項目		評価視点	配点
実施体制 (15点)	事業者の業務実績	同種業務の実績	3点
	技術者の的確性	管理技術者、都市デザイン技術者、土木設計技術者の同種・類似業務の実績や表彰の有無	12点
実施方針 (5点)	実施方針、業務工程の的確性	本業務の目的を適切に理解し、当該地域の特性を踏まえた実施方針及び業務工程が計画されているか。	5点
企画提案 (65点)	テーマ① 高質で風格のある 景観整備	基本計画に示す「高質で風格のある景観整備」が実現できるような計画となっているか。	15点
	テーマ② サンポルタ広場上部 構造の改修方針	サンポルタ広場上部構造の改修にあたっての検討、協議事項が妥当であり、基本計画の方針に合致し実現可能性が高い方針となっているか。	15点
	テーマ③ スムーズかつ安全・ 安心な交通機能整備、 周辺地区への回遊拠点 としての整備	広場内及び周辺地区へ誰もがスムーズかつ安全・安心に移動できるような動線の検討がなされているか。 広場が周辺地区への回遊拠点となるための工夫があり、周辺地区の活性化が期待できるか。	10点
	テーマ④ 実現可能性、維持 管理やランニング コストに配慮した 工夫	整備費用の経済性や当該区域が道路区域であること等の法的な視点での内容の適格性が考慮されており、整備後の維持管理やランニングコストにも配慮した工夫があるか。	10点
	テーマ⑤ マネジメント体制 構築の実現可能性	広場のマネジメントを担う組織・体制づくりのための取組み方針は具体的なプロセスが示され地域特性を踏まえた実現可能性が高いものか。	10点
	企画提案全体の 評価	企画提案全体を総合的に見て、基本計画を踏襲した良い提案となっているか。	5点
価格 (5点)	本業務にかかる 見積価格	経済的な見積額であるか	5点
地元企業 (10点)	地元企業に対する 加点	地元企業(市内に本店を有する企業)もしくは準地元企業(本店が市内にないが、支店等が市内にある企業)が構成員に含まれているか。	10点
合計			100点

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の事業者選定は参加者による対面でのプレゼンテーションを基に行う。ただし、参加者多数の場合は書類審査を実施し、プレゼンテーションの実施は概ね3社程度とする。なお、12月初旬時点での新型コロナウイルスの発生状況によっては、オンラインでのプレゼンテーションを行う場合がある。

- イ 書類審査を実施する場合は速やかに参加者全員に通知したうえで、参加者全員に対して電子メールにて書類審査結果を通知する。
- ウ 評価については、市職員および有識者等で構成される駅前魅力創造課事業者選定委員会が行い、その評価点数が最も高い者を選定する。
- エ 評価の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、その中から「実施方針」及び「企画提案（テーマ①～⑤）」の点数の合計が最も高い者を選定する。
- オ 最も評価点が高かった事業者の点数（選定委員の平均値）が50点に満たない場合は、最低基準に満たしていないとして、該当者なしとする。

(3) 駅前魅力創造課事業者選定委員会

本事業の選定委員会は以下の通り

位置付け	所属等	氏名
委員長	神戸市建設局副局長	岩崎 好寿
委員	小野寺康都市設計事務所	小野寺 康
委員	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授	武田 重昭
委員	神戸大学大学院工学研究科 准教授	栗山 尚子
委員	神戸市建設局公園部 整備課長	青木 ひろみ
委員	神戸市建設局中部建設事務所 副所長	源 明夫

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ 公募の過程で提供した資料や情報を第三者に漏らすこと
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

ホームページへの掲載情報は、選定事業者の名称（グループの場合は構成するすべての事業者の名称）及び参加事業者すべての評価結果（点数）とする

(6) 契約の締結

- ・プロポーザルの結果、選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- ・履行結果が良好で、かつ令和5年度以降の予算の議決がなされた場合は、詳細設計業務等について随意契約を行う場合がある。

## 9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ・企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・本プロポーザルは業務実施にあたり最も適した委託候補者を選定するためのものであり、成果品の一部の提出を求めるものではないため、作業負担の大きい表現は必要としない。

- ・採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・すべての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、評価・選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ・提案された配置技術者の変更は認めないものとし、契約締結後、確実に本業務に従事させること。ただし、技術者本人の死亡、病気休暇等の真にやむを得ない場合においては、この限りではない。

(2) 市側から提供する資料、貸与品等

参加表明書を提出した事業者にのみ、下表の資料 1～12 のデータを電子メールにて配布します。

なお、資料 12 については、駅前魅力創造課にて資料閲覧を行う事とし、詳細については、参加表明書提出後に連絡致します。

資料番号	資料名称	データ形式	内容・備考
1	現況平面図	dwg	縮尺1/250
2	道路区域概略図	PDF	
3	土地所有区分概略図	PDF	
4	利用状況調査結果	PDF	広場内の歩行者動線、ロータリー利用状況
5	交通量調査結果	PDF	広場周辺の主要交差点交通量調査結果
6	ポーリング調査結果	PDF	
7	概略設計平面図【北側】	dwg	北側広場のロータリー配置図、駐輪場配置図
8	地下街設備移設案【北側】	PDF	
9	デュオこうべ山の手耐震診断・改修設計業務	PDF	平成27年度実施
10	提案にあたっての条件【補足事項】	PDF	
11	地域からの要望等	PDF	
12	その他地下街構造物に関する資料	—	資料閲覧

(3) 提出先、問い合わせ先

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 11 階

神戸市建設局駅前魅力創造課（担当：川口、茗荷（ミヨカ）、森井）

T E L : 078-595-6017

E-Mail : ekimae\_miryoku@office.city.kobe.lg.jp